

公有財産無償貸付契約書

貸付人鳥取市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件を乙に無償で貸し付ける。

土地

| 地番 | 登記地目 | 登記地積 | 備考 |
|--------------------------|------|----------------|--|
| 鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-114 | 山林 | 〇〇,〇〇〇㎡ | (元)鳥取砂丘サイクリングターミナル砂丘の家及び柳茶屋キャンプ場に係る敷地で別図に定める範囲 |
| 鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-115の一部 | 山林 | 〇〇,〇〇〇㎡ の一部 | |

建物等

| 名称 | 構造 | 床面積 | 備考 |
|--------|--------|------|------------------------------|
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇造〇〇建 | 〇〇〇㎡ | (元)鳥取砂丘サイクリングターミナル砂丘の家に係る建物等 |
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇造〇〇建 | 〇〇〇㎡ | |
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇㎡ | |
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇造〇〇建 | 〇〇〇㎡ | (元)柳茶屋キャンプ場に係る建物等 |
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇造〇〇建 | 〇〇〇㎡ | |
| 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇㎡ | |

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の用途に自ら使用するものとし、甲の承認を得ないで、その目的を変更してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 前項に定める貸付期間の満了する〇カ月前までに、甲が本契約の変更等に関し特段の意思表示をしない場合には、本契約を更に5年間更新し、以降も同様とする。

（物件の引渡し）

第5条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡す。

（使用上の制限）

第6条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に増改築等しようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって甲に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第9条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(修繕義務等)

第10条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、当該物件について維持、保全、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙について、次のいずれかに該当すると認めた場合には本契約を解除することができる。

(1) 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合

4 甲は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇基本協定書」が解除された場合には、本契約を解除することができる。

(原状回復)

第12条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗を除き、貸付物件を原状に回復しなければならない。

2 甲及び乙は、貸付物件の明渡し時において、原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第13条 甲は、貸付物件の防火、貸付物件の構造の保全その他の貸付物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、貸付物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、本契約締結後において、貸付物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完、又は損害賠償の請求をすることができない。

(免責事項)

第15条 甲は、甲の故意又は重大な過失に基づかない地震、火災その他の事故又は諸設備等による損害について、乙に対してその責任を負わないものとする。

(了承事項)

第16条 乙は、貸付物件の現状についてあらかじめ甲からその旨が記載された書面の交付を受け、重要事項に関する説明を受けたことを確認する。

(損害賠償等)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲に対し、これによって生じた損失につきその補償を求めることができる。

(有益費等の放棄)

第18条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了又は第11条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

別図

